

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各方面本部長

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種(平成41年3月31日まで)

警察庁丁運発第228号
平成30年10月30日
警察庁交通局運転免許課長

運転免許の取消し、停止等の行政処分の処分書等の理由欄の記載要領等について(通達)
「「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」の改正について」(平成30年10月30日付け警察庁丙運発第62号)により、「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」が改正されたことに伴い、「運転免許の取消し、停止等の行政処分に係る処分書の理由欄の記載要領等について」(平成28年10月24日付け警察庁丁運発第180号)を廃止し、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

この通達において、「法」とは道路交通法(昭和35年法律第105号)を、「令」とは道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)を、「府令」とは道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)をいう。

記

第1 処分通知書及び処分書の理由欄の記載要領等について

1 運転免許取消、停止処分通知書(府令別記様式第13の4)、運転免許取消、停止処分書(府令別記様式第19の3の3)

(1) 理由欄の記載事項

理由欄の記載事項は、別表のとおりとする。ただし、点数制度による処分書と点数制度によらない処分書とを区分するときは、「処分の根拠法条」をそれぞれ当該処分書に必要な法条のみに限定し、また点数制度による処分書には「処分理由」欄は必要がないので、削除することができることとする。

(2) 理由欄の記載要領

処分の根拠法条については、該当法条を記載(□内にV印を付する。)するとともに、処分理由については、次の記載例により記載すること。

ア 法第103条第1項第1号の規定に基づく処分(病気)

「法第103条第1項第1号ハに該当」

「令第33条の2の3第3項第3号に該当」

イ 法第103条第1項第1号の2の規定に基づく処分(認知症)

「認知症」

ウ 法第103条第1項第2号の規定に基づく処分(身体の障害)

「両眼失明」

「令第38条の2第4項第3号に該当」

- エ 法第103条第1項第3号の規定に基づく処分（中毒）
「中毒者」
- オ 法第103条第1項第4号の規定に基づく処分（適性検査受検等命令違反）
「診断書提出命令違反」
- カ 法第103条第1項第6号の規定に基づく処分（重大違反唆し等）
「平成 年 月 日、無免許運転唆し等」
- キ 法第103条第1項第7号の規定に基づく処分（道路外致死傷）
「平成 年 月 日、道路外致死」
- ク 法第103条第1項第8号の規定に基づく処分（危険性帯有者）
「平成 年 月 日、無免許運転ほう助」
「平成 年 月 日、免許の不正取得」
「平成 年 月 日、停止処分中の免許失効」
- ケ 法第103条第2項第5号の規定に基づく処分（故意道路外致死傷等）
「平成 年 月 日、故意道路外致死」
- コ 法第104条の2の3第1項の規定に基づく処分（暫定停止）
「平成 年 月 日、交通事故の状況（医師の診断）から判断して、法第103条第1項第1号ハ（令第33条の2の3第3項第3号）に該当する疑い」
- サ 法第104条の2の3第3項の規定に基づく処分（臨時適性検査不受検等）
「臨時認知機能検査不受検」
「臨時高齢者講習の不受講」
「診断書提出命令違反」
「臨時適性検査不受検」
- シ 法第90条第5項、第6項、法第103条第1項第5号又は法第103条第2項（第5号を除く）の規定に基づく処分（違反行為）
- (ア) 累積点数の基礎となった違反行為等を、発生年月日順に違反名及び点数を記載する。
- (イ) 違反行為をして交通事故を起こした者については、違反名の次に（ ）を付して交通事故の種別（死亡、重傷、軽傷又は建造物損壊の別）を、また、交通事故の場合の措置義務違反（法第117条の5第1号の罪に当たる行為）をした者については、交通事故の種別の次に更に（ ）を付して「当て逃げ」と記載する。
- なお、交通事故が建造物以外の物の損壊に係るものであって「当て逃げ」に該当するときは、違反名の次に「当て逃げ」とのみ記載すること。
- (ウ) 令別表第3の規定に該当する前歴の有無及び回数、免許取消歴等の有無並びに累積点数を記載する。
- 「平成 年 月 日、運転殺人等62点」
「平成 年 月 日、運転傷害等（治療期間3月以上）55点」

「平成 年 月 日、運転傷害等（建造物損壊）45点」
「平成 年 月 日、危険運転致死等62点」
「平成 年 月 日、危険運転致傷等（治療期間3月以上）55点」
「平成 年 月 日、酒酔い運転35点」
「平成 年 月 日、麻薬等運転35点」
「平成 年 月 日、救護義務違反35点」
「平成 年 月 日、速度超過（30km以上）6点」
「平成 年 月 日、安全運転義務違反（死亡事故）22点」
「平成 年 月 日、交差点安全進行義務違反（重傷事故、当て逃げ）22点」
「平成 年 月 日、指定場所一時不停止等（当て逃げ）7点」

2 運転免許拒否、保留処分通知書（府令別記様式第13の3）

理由欄の記載事項及び記載要領は、前記1の理由欄の記載事項及び記載要領に準ずること。

なお、免許の拒否又は保留の処分に係る「処分の根拠法条」は、法第90条第1項第1号から第7号まで又は第90条第2項第1号から第5号までの該当する各号とすること。

また、法第90条第1項第7号の規定に基づく処分の「処分理由」については、「法第102条第1項に規定する診断書提出の命令」、「法第102条第6項に規定する臨時適性検査の通知」等と記載すること。

3 自動車等の運転禁止処分票（府令別記様式第22の5）及び運転禁止処分書（府令別記様式第22の6）

理由欄の記載事項及び記載要領は、前記1の理由欄の記載事項及び記載要領に準ずること。

なお、国際運転免許証所持者の運転禁止処分に係る「処分の根拠法条」は、法第107条の5第1項第1号若しくは法第107条の5第1項第2号又は法第107条の5第2項第1号から第4号までの該当する各号とすること。

4 仮停止、仮禁止処分通知書（府令別記様式第19の2）

理由欄の記載事項は、前記1の理由欄の記載事項に準ずることとするが、理由欄の記載要領は次の記載例によること。

なお、仮停止又は仮禁止に係る「処分の根拠法条」は、法第103条の2第1項第1号、第2号若しくは第3号又は法第107条の5第10項とすること。

(1) 法第103条の2第1項第1号に該当する場合

「平成 年 月 日、死亡事故、ひき逃げ」

(2) 法第103条の2第1項第2号に該当する場合

「平成 年 月 日、酒酔い運転、重傷事故」

(3) 法第103条の2第1項第3号に該当する場合

「平成 年 月 日、横断歩行者妨害等、死亡事故」

5 仮運転免許取消し処分通知書（府令別記様式第19の4）

理由欄の記載事項は前記1の理由欄の記載事項に準ずることとするが、「処分の根拠法条」は、法第106条の2第1項又は法第106条の2第2項とするとともに、法第106条の2第1項の規定に基づく令第39条の3第1項第1号又は第4号に掲げる事由に係る処分については前記1の記載要領に準じて、また、法第106条の2第1項の規定に基づく令第39条の3第1項第2号又は第3号に掲げる事由に係る処分については、次の記載例により記載すること。

「平成 年 月 日、安全運転義務違反、死亡事故」

「平成 年 月 日、仮免許運転違反」

第2 処分（交付）年月日等の記載要領について

処分通知書又は処分書（以下「処分書等」という。）の処分年月日は、当該行政処分に係る者に対し、現実に処分書等を交付した年月日を記載することとする。

したがって、警察署長等に処分書等の交付（以下「処分執行」という。）を指示する場合又は当該者が他の都道府県公安委員会の管轄区域に居住等していることから処分執行を当該者の住所地若しくは居所を管轄する公安委員会に依頼する場合は、処分書等本文の処分期間の始期及び終期並びに処分年月日欄は空欄のまま送付することとし、処分執行の依頼を受けた都道府県公安委員会又は処分執行の指示を受けた警察署長等において当該者に対し現実に処分書等を交付するときに、処分の期間及び処分（交付）年月日等を記載すること。

別表

理	(処分の根拠法条)		
	<input type="checkbox"/> 道路交通法第90条第5項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第90条第6項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第1号の2 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第2号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第3号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第4号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第5号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第6号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第7号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第8号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項第4号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項第5号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第104条の2の3第1項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第104条の2の3第3項		
由	(処分理由)		
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回数	累積点数
過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無		
			点数
			点
			点
			点
			点